

新潟県条例第52号

公立大学法人新潟県立看護大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人新潟県立看護大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める内部組織は、新潟県立看護大学条例を廃止する条例（平成24年新潟県条例第53号）による廃止前の新潟県立看護大学条例（平成13年新潟県条例第91号）第1条の規定により設置された新潟県立看護大学（事務局を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。